

8 東彼教告示第1号

令和8年東彼杵町教育委員会規則第1号

東彼杵町歴史民俗資料館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年1月14日

東彼杵町教育委員会

教育長 山口 厚

東彼杵町歴史民俗資料館条例施行規則の一部を改正する規則

東彼杵町歴史民俗資料館条例施行規則（平成6年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(開館時間) <p>第2条 東彼杵町歴史民俗資料館（以下「資料館」という。）の開館時間は、次のとおりとする。</p> <p>（1）午前<u>10</u>時から午後5時まで。ただし、午後4時30分以後は入館することができない。</p>	(開館時間) <p>第2条 東彼杵町歴史民俗資料館（以下「資料館」という。）の開館時間は、次のとおりとする。</p> <p>（1）午前<u>9</u>時から午後5時まで。ただし、午後4時30分以後は入館することができない。</p>
2 (略)	2 (略)
(休館日) <p>第3条 資料館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が、やむを得ない事由があると認めた場合は、これを変更することができる。</p> <p>（1）(略)</p> <p><u>（2）削除</u></p> <p><u>（2）</u> (略)</p> <p><u>（3）</u> (略)</p> <p><u>（4）</u> (略)</p>	(休館日) <p>第3条 資料館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が、やむを得ない事由があると認めた場合は、これを変更することができる。</p> <p>（1）(略)</p> <p><u>（2）国民の祝日（成人の日、子供の日、及び文化の日を除く）</u></p> <p><u>（3）</u> (略)</p> <p><u>（4）</u> (略)</p> <p><u>（5）</u> (略)</p> <p><u>（入館の手続）</u></p>
<u>第4条 削除</u>	<u>第4条 教育委員会は、資料館の展示品を観覧しようとするものが、所定の観覧料を納付した場合は、観覧券を交付するものとする。</u> <u>2 観覧券には、資料館の名称、観覧料の金額、有効期間及び発行年月日を</u>

(入館の制限)

第4条 (略)

(使用期間)

第5条 (略)

(施設使用の許可)

第6条 (略)

(権利譲渡の禁止)

第7条 (略)

(使用許可の取消し等)

第8条 (略)

(使用後の原状回復)

第9条 (略)

(観覧料又は使用料の減免)

第10条 (略)

(使用料の返還)

第11条 条例第11条ただし書の規定により、使用料の全部又は、一部を返還することができる場合は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 第6条第4項の承認を得て、使用開始前7日までに返還を請求したとき。

2 (略)

(損害の賠償)

記載するものとする。

3 観覧券の交付は、閉館の30分前までとする。

(入館の制限)

第5条 (略)

(使用期間)

第6条 (略)

(施設使用の許可)

第7条 (略)

(権利譲渡の禁止)

第8条 (略)

(使用許可の取消し等)

第9条 (略)

(使用後の原状回復)

第10条 (略)

(観覧料又は使用料の減免)

第11条 (略)

(使用料の返還)

第12条 条例第11条ただし書の規定により、使用料の全部又は、一部を返還することができる場合は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 第7条第4項の承認を得て、使用開始前7日までに返還を請求したとき。

2 (略)

(損害の賠償)

第12条 (略)
(資料の寄贈又は寄託)

第13条 (略)
(寄託を受けた資料の保管等)

第14条 (略)
(資料の館外貸出し)

第15条 (略)
2～4 (略)
5 貸出しをした資料が損傷を受け、又は紛失したときの取扱いは、第12条の規定による。
(運営委員会)

第16条 (略)
(雑則)

第17条 (略)
別表 (第10条関係)
(略)

様式第1号 (第6条関係)
(略)

様式第2号 (第6条関係)
(略)

様式第3号 (第10条関係)
(略)

様式第4号 (第10条関係)

第13条 (略)
(資料の寄贈又は寄託)

第14条 (略)
(寄託を受けた資料の保管等)

第15条 (略)
(資料の館外貸出し)

第16条 (略)
2～4 (略)
5 貸出しをした資料が損傷を受け、又は紛失したときの取扱いは、第13条の規定による。
(運営委員会)

第17条 (略)
(雑則)

第18条 (略)
別表 (第11条関係)
(略)

様式第1号 (第7条関係)
(略)

様式第2号 (第7条関係)
(略)

様式第3号 (第11条関係)
(略)

様式第4号 (第11条関係)

(略)	(略)
様式第 5 号 (第 <u>1_1</u> 条関係)	様式第 5 号 (第 <u>1_2</u> 条関係)
(略)	(略)
様式第 6 号 (第 <u>1_3</u> 条関係)	様式第 6 号 (第 <u>1_4</u> 条関係)
(略)	(略)
様式第 7 号 (第 <u>1_3</u> 条関係)	様式第 7 号 (第 <u>1_4</u> 条関係)
(略)	(略)
様式第 8 号 (第 <u>1_3</u> 条関係)	様式第 8 号 (第 <u>1_4</u> 条関係)
(略)	(略)
様式第 9 号 (第 <u>1_3</u> 条関係)	様式第 9 号 (第 <u>1_4</u> 条関係)
(略)	(略)
様式第 10 号 (第 <u>1_5</u> 条関係)	様式第 10 号 (第 <u>1_6</u> 条関係)
(略)	(略)
様式第 11 号 (第 <u>1_5</u> 条関係)	様式第 11 号 (第 <u>1_6</u> 条関係)
(略)	(略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。